三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○観光庁告示第四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、遠州鉄道株式会社（登録研修機関第二十二号）から研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月十六日

観光庁長官　久保　成人

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	観光サービス事業部
変更後	運輸営業部バンビ課

二　変更の年月日　平成二十五年六月一日

○観光庁告示第五号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十四条第二項の規定に基づき、地域限定通訳案内士試験実施基準（平成十八年国土交通省告示第七百三十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月十六日

観光庁長官　久保　成人

地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する告示

地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を次のように改正する。

3五中「とし、平均点が六十点程度となるような出題に努める」を「とする」に改める。

4四中「とし、平均点が六十点程度となるような出題に努める」を「とする」に、同項五中「地理等」を「地理及び歴史についての」に改め、「科目ごとに、」を削り、「六十」を「七十」に改め、「する」を「し、産業、経済、政治及び文化についての筆記試験の合格基準点については、原則として六十点とする」に改める。

5四中「八分」を「十分」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。